

## 建設機械抵当法第2条に規定する建設機械

### 【色付きの範囲が評価対象となります】

建設機械抵当法施行令 別表（昭四八政一四一・全改）

種類	名称	範囲	評価対象
1 掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの	○
	連続式バケット掘削機	走行装置及び二キロワット以上の掘削用原動機を有するもの	×
2 基礎工事用機械	くい打ち機及びくい抜き機	やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が〇・五トン以上のもの	×
	グラウトポンプ	原動機及びグラウトポンプ用ミキサーを有するもの	×
	ペーパードレーンマシン		×
	大口径掘削機	スクリー式でないもの	×
	アースオーガー		×
	地下連続壁施工用機械		×
3 トラクター類	トラクター	自重が三トン以上のもの	×
	ブルドーザー	自重が三トン以上のもの	○
	トラクターショベル	バケット容量が〇・四立方メートル以上のもの	○
4 運搬機械	スクレーパー	積載容量が三立方メートル以上のもの	×
	機関車		×
	運搬車	積載重量が一五トン以上のもの	×
5 起重機類	ジブクレーン	つり上げ能力が三トン以上のもの	×
	タワークレーン		×
	デリッククレーン		×
	ケーブルクレーン	巻上げ装置、走行装置及び原動機を有し、つり上げ能力が二トン以上のもの	×
	ウインチ	二キロワット以上の原動機を有するもの	×
	エレベーター		×
6 ボーリング機械	ボーリングマシン	三キロワット以上の原動機を有するもの	×
	ドリルジャンボ	鑿 <sup>さく</sup> 岩機を支持するアームが二本以上のもの	×
	クローラードリル		×
7 トンネル機械	たて坑掘進機		×
	トンネル掘進機		×
	シールド掘進機		×
	ずり積み機		×
8 整地・締め固め機械	モーターグレーダー	自重が五トン以上のもの	×
	スタビライザー		×
	アグリゲートスプレッダー		×
	ロードローラー	自重が八トン以上のもの	×
	タイヤローラー		×

	振動ローラー	自走式のものにあつては自重が八トン以上 のもの、被牽 <sup>けん</sup> 引式のものにあつては自重 が二トン以上のもの	×
9 砕石・選別機械	フィーダー	三キロワット以上の原動機を有するもの	×
	クラッシャー	ジョークラッシャー、ジャイレクトリーク ラッシャー、コーンクラッシャー、ロール クラッシャー、インパクトクラッシャー、 ロッドミル又はボールミルで、三キロワッ ト以上の原動機を有するもの	×
	選別機	トロンメル、バイブレイティングスクリー ン又はクラッシュファイヤーで、三キロワッ ト以上の原動機を有するもの	×
	ウォッシャー	ドラムウォッシャー又はスクリュウウォッ シャーで、三キロワット以上の原動機を有 するもの	×
10 コンクリート機 械	セメント空気輸送機	フラクソー式輸送機又はキニオンポンプ	×
	コンクリートプラント	骨材貯蔵びん、計量装置及びミキサーを有 するもの	×
	コンクリートミキサー	混練容量が〇・三五立方メートル以上のも の	×
	コンクリートポンプ	排送能力が毎時五立方メートル以上のもの	×
	コンクリートプレー サー	打設能力が毎時一〇立方メートル以上のも の	×
	アジテーターカー	ゴムタイヤ式でないもの	×
11 舗装機械	アスファルトフィニッ シャー	敷きならし装置、仕上げ装置、走行装置及 び原動機を有するもの	×
	アスファルトプラント	コールドエレベーター、骨材乾燥機、ホッ トエレベーター、ふるい分け装置、骨材貯 蔵びん、アスファルト溶解がま及びミキ サーを有するもの	×
	アスファルトクッカー		×
	コンクリートフィニッ シャー	振動機及び原動機を有するもの	×
	コンクリートスプレッ ダー	原動機を有するもの	×
	コンクリートペーパー	装軌式のもの	×
12 船舶	しゅんせつ船	ポンプしゅんせつ船、ディッパーしゅんせ つ船又はグラブしゅんせつ船で、独航機能 を有しないもの	×
	砕岩船	独航機能を有しないもの	×
	起重機船		×
	くい打ち船		×
	コンクリートミキサー 船		×
	サンドドレーン船	×	
	土運船	鋼製で、独航機能を有しないもの	×
作業台船	×		
13 その他	空気圧縮機	一四キロワット以上の原動機を有するもの	×
	サンドポンプ	二九キロワット以上の原動機を有するもの	×
	発動発電機	発電機容量が一五キロボルトアンペア以上 のもの	×